

令和8年度 高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 沖縄・奄美エリア 委託業務
企画提案仕様書

(契約①推進体制強化等、契約②海外 DMC 招聘 (ツアーB) 共通)

1. 事業名

令和8年度 高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 沖縄・奄美エリア

2. 事業実施期間

契約締結の日から令和9年1月29日まで

3. 背景・課題・目的

観光庁では、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」を令和4年5月に策定し、同アクションプランに基づき、高付加価値旅行者の誘客に向けて集中的な支援を行うモデル観光地として、沖縄・奄美エリアを含む14地域を選定したところである。

本業務は、今回の選定を契機として、高付加価値な外国人旅行者の取り込みを強化し、地域経済の活性化と滞在価値の向上を実現し、多彩で質の高い観光を推進するため、令和7年度に改訂した「沖縄・奄美エリア マスタープラン改訂版 (以下、「マスタープラン」という。)」に基づき、令和7年度までの成果を継承しつつ、令和9年度以降の自走化を見据えた体制構築と、実販売の最大化を目指す。

本業務では、ターゲットを欧米豪ラグジュアリー層と位置づけ、「沖縄・奄美エリア 高付加価値なインバウンド観光地づくり推進委員会」(以下、「推進委員会」という。)の運営をはじめ、人材育成や販路形成、受入環境の改善をすることで、世界水準の受入環境を構築することを目的とする。

4. 委託業務内容

受託者は、以下の業務を行うものとする。

なお、(1)から(4)の取組に関しては、マスタープランに基づくことはもとより、ストーリーブックや沖縄観光ブランド戦略、おきなわブランド戦略といった沖縄県の各種戦略・施策とも連動した形で実施すること。

(1) 沖縄・奄美エリア「推進委員会」の運営及び自走化検討

推進委員会事務局として、下記の業務を行うこと。委員は10名程度とする。

また、リアル開催及びオンラインライブ配信のハイブリッド形式で対応できるようにすること。

① 推進委員会開催業務

ア 委員会を2回程度開催すること

イ 委員への事前説明資料の作成、説明段取り(委嘱手続き含む)を行うこと

ウ 議題設定、各種資料準備を行うこと

最終委員会では、以下についても報告事項として議題に入れ込み、令和9年度実施事業について計画案を策定し、委員の承認を得ること。

- ・仕様書4.(2)に示す観光関連人材研修の実施・検討結果
- ・仕様書4.(3)に示す販路形成・販売促進の検討結果
- ・仕様書4.(4)に示すその他の取組の提案内容
- ・沖縄・奄美エリアで実施する令和8年度事業の推進状況

エ 会場手配、委員の日程調整などの事務局庶務を行うこと
なお、委員への謝金は支給しない。

② 持続可能な推進体制のワーキンググループ（以下、「WG」という。）開催

基幹産業である観光関連産業を起点に、観光消費における県内生産品の消費割合の増加と高付加価値化による周辺産業への波及効果の最大化を目指すため、県内経済界と連携し、令和9年度以降の「推進委員会」の民間移譲に向けた検討・議論を行うため、沖縄県内関係者によるWGを組成し運営を行うこと。

ア WGは、次の検討課題を想定し2グループ程度組成すること。事務局は、以下の課題のほか、WGで検討すべき課題があれば提案すること。

- ・持続可能な推進体制の構築
- ・二次交通課題解決への取組・方向性

イ WGメンバーは5名以内とし、開催は月1回程度とすること

ウ 民間移譲に向けた検討・議論のためのテーマ設定、各種資料準備を行うこと

エ 民間移譲までのロードマップを作成すること。

なお、WGメンバーへの謝金は支給しない。

③ マスタープランの見直し・改訂

自走化に向け、各エリアの施策成果や課題を包括的に取りまとめ、「マスタープラン」の改訂版を作成すること

④ 委員研修

民間移譲に向けた機運醸成と投資喚起を目的として、推進委員会委員を対象とした研修会を開催すること。ファムツアーで実施する造成コンテンツを研修内容に取り入れ、地域との意見交換等を行い、委員からのフィードバックを受けること。

⑤ 経済循環調査・分析

域内経済循環・波及効果の調査・分析を行い、得られた結果をマスタープラン改定の検討材料として活用すること（20件程度の調査回答を想定）。

⑥ その他推進委員会運営に必要な業務を行うこと

(2) 観光関連人材の研修

令和7年度に作成した専門家監修のガイドラインに基づき、下記の研修を実施すること。実施に際しては、必要に応じて目的達成のためのブラッシュアップの提案を行うこと。

また、リアル開催及びオンラインライブ配信のハイブリッド形式で対応できるよ

うにすること。また、各研修で育成した人材を、将来的に人材バンクとして活用できる仕組みについて提案を行うこと。

① ホスピタリティ人材研修等の実施

以下の研修・ワークショップを実施すること。研修内容については、専門家等の監修のもとに設計すること。

ア ホスピタリティ研修

ホテル関係者、DMC、飲食店、交通事業者をはじめ観光コンテンツ提供事業者等を対象とするホスピタリティ研修（応用研修）を実施するとともに、キャリアデザインの普及啓発につなげること。なお、育成人数は 20 名程度 とすること。

イ セミナー・ワークショップ

ホテル関係者等を対象とした、ホテルコンシェルジュ・バトラー業務の理解を深めるホスピタリティセミナー・ワークショップ等を実施すること。併せて、ホテル関係者向けに5つ星ホテル等のコンシェルジュ、バトラーとの交流機会を設定し、宿泊施設サービスの向上を図ること。

ウ 研修評価及び成果物の作成

- 1) 研修参加者対象にアンケート調査を実施し、理解度や満足度を把握すること。
- 2) 成果物として「ホスピタリティ人材研修資料」を作成すること。
- 3) 研修参加者の所属企業・団体等（派遣元）の承認を得た「行動計画書」を作成・提出させること。

② 観光ガイド育成研修の実施

課題となっている高付加価値旅行者向けの観光ガイド不足を解決し、観光ガイドの質の向上を図るため、一定のガイド経験者向けの研修（プロレベル研修）を実施すること。なお、育成人数は5名程度とすること。

観光ガイドは、高付加価値旅行者向けとして育成することを意識し、パーソナライズ、ストーリーテリング、非日常の演出が習得できる内容とし、専門家等の監修のもとに設計すること。

研修内容は、参加者同士のガイディング披露による相互学習を必須とし、講師のフィードバックを共有し、学びの最大化を図る提案をすること。また、研修を通じた観光ガイド同士のネットワーク構築スキームの提案を行うこと。

ア 研修プログラムの設計

- 1) 研修カリキュラム（人材育成ガイドライン）、研修教材の準備、スケジュールの設定（研修回数を含め提案すること）
- 2) 実践研修として、当事業で実施するファムツアーと連携すること
- 3) その他、以下について検討・提案すること
 - ・研修内容の監修者、講師案
 - ・育成対象人数と、対象者の具体的な絞り込み方法

・カリキュラム案

イ 研修の実施

- 1) 研修場所の手配
- 2) 講師の手配（旅費、謝金支払含む）
- 3) 研修の運営（広報、受付、進行管理、修了証の発行、研修者サポート等）

ウ 研修評価・成果物の作成

- 1) 参加者の理解度評価及び参加者アンケートの実施・収集を行うこと
- 2) 研修結果の改善点やフィードバック共有等のフォローアップを行うこと
- 3) 成果物として「スルーガイド研修資料」を作成すること。

(3) 販路形成・販売促進

受託者は、ツアーコンテンツの販路形成及び販売促進を目的とした以下の取組みを実施すること。

○**ツアーA**：国内DMC、国内コンシェルジュ、国内及び海外メディア・ブランドを対象としたファミツアー

○**ツアーB**：海外DMC、海外コンシェルジュを対象としたファミツアー

なお、次の①及び②についてのツアーBにかかる業務は、その他業務と分けて契約する。

① ツアーの造成・管理・運営

ア テーマ設定

マスタープラン及びストーリーブックに基づいたテーマ及びコアゾーンを組み合わせ、ツアーA及びBを設計し、必要に応じてコンテンツ開発を行うこと。ツアー設計に当たっては【別紙】に留意すること。

イ 受入チームの組成

上記アで設計した各ツアーのテーマに基づき、高付加価値旅行のオーダーメイドを前提とした商品化及び販売が可能な事業者を選定し、ファミツアー受入チーム（以下「受入チーム」という。）をA・B各ツアーごとに（計2チーム）組成すること。

ウ 受入チームの業務遂行状況等把握

受託者は各ファミツアーの実施や商談会、磨き上げ研修等について必要な指導・助言を実施し、実施主体に対して定期的な状況報告を行うなど、適切な進捗管理・事業運営を実施すること。

② ファミツアーの磨き上げと実施

ア 地域説明会の開催

各ファミツアー実施前に、地域の理解を得るための地域説明会を開催すること。地域説明会では、アシ確保のためのエリア内のラウンジ活用やプライベートジェット、クルーザー、ヘリ事業者と連携したモデルプランの磨き上げに向けた意見調整等を行うこと。

イ 実踏調査の実施

各ファムツアー実施前に、実踏調査を実施すること。実踏調査後に出た課題や改善点については受入チームにフィードバックを行うこと。

ウ ブラッシュアッププランの作成及びファムツアーの実施

上記アの地域説明会およびイの実踏調査の結果を踏まえ、改善策を反映させたブラッシュアッププランをツアーA・Bそれぞれ1プラン（合計2プラン）程度作成し、沖縄県の承認を得ること。受託者は、当該承認を得たプランの内容に基づき、A・Bの各ファムツアーを実施すること。

なお、ツアー実施に当たっては【別紙】に留意すること。

③ ツアー実施後の分析等

ア ファムツアーの分析及び改善策の提案

実施したファムツアーについて分析し、分析結果を踏まえターゲットの精査とコンテンツの具現化について検討し、想定ターゲットに対するウリ・ヒト・ヤド・アシ等の改善策及びエリア内全体として不足する部分や投資が必要な事項について提案すること。なお、分析に当たっては、過年度の実施内容についても適宜、参考にすること。

イ 成果報告会の開催・地域内ネットワーキングの強化

上記アで分析、提案、作成した内容を含め、ファムツアーの成果報告会を開催すること。併せて、地域ネットワーキングを実施し、エリア内の連携促進を図ること。

④ エリア内商談会の実施

ファムツアー実施最終日に、エリア内商談会を開催し、コンテンツの販売促進につなげること。また、商談会の参加者を対象としたアンケート調査を実施し、マッチングの手応えや課題等のニーズを把握すること。

⑤ 販売促進ツール等の作成

商談会等での販売促進に寄与するためのタリフや資料、ビジュアルを作成すること。作成にあたっては、過年度のストーリーブック、プレーヤーリスト、ファムツアーも踏まえた内容となるよう留意すること。

また、ツールの実効性を高めるため、事前にナショナルDMCへのヒアリング調査等を実施し、現場のニーズを反映させた内容とすること。なお、ヒアリングにあたっては、タリフに加え、実販売や商談等の現場において必要とされる資料やツールの種類・内容についても調査し、ツールの充実を図ること。

(4) その他、本事業の目的を達成するために有効な業務

マスタープラン具現化のために有益であると考えられる取組を提案すること。

(5) 観光庁への報告、会議、指示事項等への対応、エリア関係者会議の開催

① 観光庁への週報、月例会議等への対応

地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業運営事務局からの指示による週報の提出、月例会議の資料準備、関係者のとりまとめ、月例会議（オンライン想定）への対応。

② 観光庁主催中間報告会、年次報告会への準備（10月、2月予定）

観光庁が主催する中間報告会、年次報告会に向けて、事業の進捗状況を関係者からとりまとめ、発表用資料を準備すること。

③ 地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業運営事務局からの指示事項への対応

④ エリア関係者の月例会議の開催

沖縄・奄美エリアの事業実施関係者の月例会議（オンライン想定）を開催し、会議の資料とりまとめ、連絡調整を行うこと。

(6) 打ち合わせ協議、中間報告等

① 打ち合わせ協議

本委託業務の進捗状況や業務内容等に関する打合せについては、定期的（月1回以上）に実施し、当月の進捗・成果・課題について報告すること。また、沖縄県からの求めがあった場合は、その都度、すみやかに打合せを実施すること。また、必要に応じてエリア内関係者と打ち合わせを行うこと。打ち合わせ等にあたっては、オンライン等の対応を可能とすること。

② 中間検査・中間報告

事業の中間時点での経費執行状況（支出一覧表、証憑類）をとりまとめ、沖縄県へ報告すること。

(7) 実績報告書及び経費報告書の作成、成果物の提出

事業実績をまとめ、報告書として下記の部数のとおり提出すること。

経費精算資料（支出一覧表、証票類）を提出すること。

- ・概要版5部（A4冊子） / 全体版5部（A4冊子）

（※報告書冊子については、背表紙にタイトルをつけること。）

- ・概要版及び全体版の電子データ一式
- ・マスタープランに修正を加えた場合は、一枚紙版、概要版、全体版のデータ

(8) 事業実施のための人員の配置

上記業務を遂行するため、情報、人的ネットワークを有し、効果的に事業を実施することができる十分な人員を配置すること。

また、事業を総括・管理できる責任者を1名以上配置すること。加えて、必要に応じて、地域DMCに見識を有する者や地域観光に関する有識者等をアドバイザーとして活用できる体制を整えること。

5. 権利の帰属

- (1) 本業務で制作された成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て観光庁に帰属するものとする。ただし、委託前から受託者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は、事前に沖縄県の承諾を得るものとする。

- (2) 受託者は、観光庁の同意を得なければ、著作権法第18条ないし第20条に規定さ

れている権利を行使することができない。

- (3) 成果物の作成にあたっては、他人の著作権、特許権その他の知的財産権、肖像権その他いかなる権利も侵害しないものとし、万一問題が生じた場合は、訴訟費用を含め、全て受託者において責任を負うものとする。
- (4) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。

6. 個人情報保護

受託者は、業務を実施するための個人情報の取り扱いについては「個人情報取扱特記事項」(別記)を守らなければならない。

7. 損害賠償等

受託者は、本業務の実施にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により沖縄県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

8. 一般管理費

一般管理費は、委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費のことをいう。

一般管理費は、次の計算式により算出する額とする。

$(\text{人件費} + \text{直接経費} - \text{再委託費}) \times 10 / 100$ 以内で計上すること。

(小数点以下切り捨て)

※上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者(共同企業体構成員を含む)が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注(請負契約)に必要な経費も対象とする。

9. 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限について

上記、(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

ウ 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者

に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による沖縄県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計
- ④ イベントにおけるブースの設営または運営
- ⑤ その他、簡易な業務

※ なお、本件においては、契約①推進体制強化等、契約②海外 DMC 招聘（ツアー B）を合わせて一体の業務委託とみなします。再委託の割合（9-（2）- ア 契約金額の 50%を超える業務）については、契約①と②を合算した「事業費全体」の 50%以下に収まる範囲内であれば差し支えありません。

10. その他留意事項

- (1) 受託事業者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、沖縄県及び受託事業者双方合意の上、決定するものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項については、発注者と受託者の協議により決定する。
- (4) 受託事業者は経理管理にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき、適正に執行する必要がある。

【別紙：ファムツアー設計・実施の詳細】

受託者は、以下の内容でファムツアーを設計・実施するものとする。

なお、経費の算出にあたっては、ツアーA及びツアーBに係る経費は明確に区分して管理・計上すること。

ツアーAは「契約①：推進体制強化等」の中で実施する業務となる。

ツアーBは「契約②：海外DMC招聘（ツアーB）」で実施する業務となる。

1. ファムツアーについて

(1) 想定ターゲット 欧米豪ラグジュアリー層

(2) 各ツアー招聘対象及び招聘人数

ツアーA：国内DMC、国内コンシェルジュ、国内及び海外メディア、
国内及び海外ブランド関係者 計5名程度

ツアーB：海外DMC、海外コンシェルジュ 計3名程度

2. 実施内容・体制

- ・上記対象者の招聘（航空券、宿泊、飲食、移動等）に係る一切の経費、および選定・交渉・アフターフォローを行うこと。
- ・沖縄県内において、設定されたテーマに沿って、宿泊を伴う4泊5日程度のツアーを造成し実施すること。
- ・回数は、実施主体との協議の上、各ツアー1回（計2回）を基本とする。
- ・沖縄県に精通したスルーガイド（英語）を1名以上配置し、全行程同一人物の帯同を基本とすること。
- ・招聘者の属性に応じて、ツアーコースのアレンジ（メディア招聘者の取材対応時間の確保等）を行うこと。
- ・事故防止および緊急事態発生時の手順・体制を構築すること。

3. 記録・分析

- ・全旅程を写真等で記録し、招聘者からの意見収集・改善分析を実施すること。

※ 別契約予算（契約②：海外DMC招聘（ツアーB））について

- ・ツアーBの造成・実施にかかる経費（以下「当該経費」、という。）については、その他の経費と区別して取扱うものとし、契約締結も別に行う。（契約名：高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 沖縄・奄美エリア 海外DMC招聘（ツアーB）委託業務）
- ・当該経費内訳は、仕様書4(3)①及び②の通りとし、企画提案上限額は、税込 7,097,550円とする。（負担割合内訳：観光庁 3,997,550円以内、沖縄県 3,100,000円以内）
- ・なお、当事業の実施にあたっては、提供サービスの質を確保しつつ効率的な運営を図るため、宿泊施設や航空会社、コンテンツ提供者等の関係事業者との交渉により、上記の企画

提案額とは別に、税込 900,000 円相当以上を目安として、現物支給（ファムツアー経費のうち割引が見込める経費）の確保に努めるものとする。

- 当該経費の契約締結及び支払手続きの詳細については、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」事務局と協議の上、別途定めるものとする。
- 当該経費の企画提案時に提出する積算書については、その他経費の積算書とは別で作成の上、提出すること。
- 当該経費の積算書の作成にあたっては、現物支給額（ファムツアー経費のうち割引が見込める経費）を経費内訳に反映させた金額を積算額として計上すること。